

針としていまその程度まで進んだわけであります。最終的にはまだまだ総務長官といたしましては大いに努力をする余地が残っているのだと思います。

いわけですけれども、総務長官がおかわりになるということは当然それに対する引き継ぎというものはあるわけです。その中ににおいて、少なくとも当内閣委員会においては再三給与問題についての論議がかわされており、また重要な発言と言われる田中前総務長官の公務員に対するところの完全実施という約束、公約に受け取れるそのことを引き継ぎがなされておるということは当然だと私は思うのです。そうした場合に、そのときにおいての公務員は納得がいかないわけであります。それでは公務員は納得がいかないわけであります。それに対して今度は床次長官がおかわりになりますと、また従前どおり、人事院勧告を尊重するいつもやらない人事院勧告の完全実施のほうにまた一步後退をするという考え方、これでは公務員は納得がいかないわけであります。ゆえに、その点について田中前総務長官の考え方とあなたの考えは全く同じである、そういうふうに現在思われているかどうか、そのことをお伺いします。

○床次国務大臣 完全実施の方向に努力するという基本方針ですが、この点につきましては私も実施をする、こういうことは入っているのですからね。それに対し、あなたたちはそのとおりですね。官の方針を引き継ぎまして、私も努力いたす覚悟でございます。

○鎌切委員 それは来年度ですよ。来年度完全実施をする、こういうことは入っているのですからね。それに対し、あなたたちはそのとおりですね。完全実施をするということを公約されますか。

○床次国務大臣 田中前総務長官は来年度の予算に対しまして実現に努力するという決意を述べられたのだと思います。私どもこれから予算編成に当たるわけですが、今後の予算編成の際ににおきまして実現に努力するという決意を述べら

○鈴切委員 田中前総務長官はむしろあなたより決意を新たにした答弁を実はされているわけであります。それはあなたが委員会議事録をごらんになればよくわかるわけでありますから、よくごらんになつてください。その受け継ぎが一番大切な問題でもあるし、少なくとも公務員は田中前総務長官のことばは来年度の公約だ、そのように受け取つておるわけでありますので、もう一度よくごらんになつていただきたい、こう思うのです。

そこで政府は、口では人事院勧告を尊重するところに言つておりますけれども、完全実施されないということはもう二十回にも実は及んでいるわけであります。それでは決して尊重ということには実はならぬと思うのです。完全実施を尊重すると、いうことは、これはやはり完全実施ということに対して少なくともその努力の実相というものがござります。そこ初めて完全実施を尊重したということになると、いよいよ国の諸施策のバランスを考慮に、既定方針どおり処理するはかはないと、政府が実際にやらわれてこそ初めて完全実施を尊重したといふことになるのです。今年度の給与勧告については、煮詰まつてきてる時点であります。そうなつてきますと、裏を返しますと、人事院勧告の完全実施ができないということは、いままで政府・自民党の政策というのは所得政策の何ものでもなかつたのだというふうに公務員にはとれるわけでありますけれども、その点について……。

○床次国務大臣 先生も御承知のことく、政府が完全実施をいたしましたにあたりましては、今日までの予算の編成過程から申しまして、年度の途中において勧告を受けるために多額の財源を必要とするというところに実施上非常に困難があり、これを、何とかその困難性を少なくしたいという意味におきまして、人事院勧告のあり方あるいは予算編成のあり方等から検討したいという研究を別途にやつておるわけでございまして、この点はやはり今後も検討を続けてぜひ結論を出すようになつたしたい、そういう問題が一つあるわけです。

それから、ただいまお話しの本年度の予算にござります。したがつて、勧告を受けまして、従来より一段前進したところの通勤手当は五月に実施するという、従来よりはかなり改善のあとが見えるだけであります。しかし、給与全体に対する完全な実施につきましては、すでに申し上げましたごとく、政府の諸施策のバランスというものがありませんので、五月からは実行できない。やむを得ず八月でもつて処理せざるを得ないという態度を今日もつておる次第であります。

なお、政府が法案を出しました後でいろいろと動きがあるよう承っておりますが、まだ具体的な形において私ども承っておらないのでありますので、具体的な御意見等が出ましたならば、これがまた政府の諸施策にどういう影響をするかということとも考える余地があるのかとも思いますが、この点はまだ私ども承知しておりませんので、いずれ皆さま方国会のお動き、御意見等も具体化したものをお伺いまして、それについて意見を申し上げたいと思います。

○鈴切委員 政府は、いつも給与の問題になりますと財源がないということを理由にして不完全実施ということになつておるのでけれども給付金といふものは要するに財源があるとかないとかいふことだけできめられる問題であるかどうか、そういう性質のものであるかどうか、それについてお伺いします。

○床次国務大臣 この点は、御承知のごとく年度初めにおける予算編成におきまして、給与も考慮しまして予算を組むわけありますが、何ぶんにもう一度途中からの勧告でありますために、その財源といふものに非常に困るというのが実情なのであります。この点はいろいろと各方面のことを考慮しなければならない。今日政府において考えておりますのは、先ほど申し上げましたように政府の諸施策のバランス、均衡を考えてやつてみたのですが、何とも給与の財源が出来なかつたと申しますが、既定方針どおり実施せざるを得なかつたとい

○鈴切委員 人事院総裁にお伺いします。給与といふものに対しても、要するに財源がないからできないと、いろいろな性質のものであるが、少なくとも給与に対してはどのようにして財源を捻出するものであるか、ということに政府は意を尽くすべきであるが、そのことについて、私はどうもいまの総務長官の話では納得がいかない点があるのであります。その点がまず一点。

それから、現在のこのいまやっている人事院勧告の制度で、はたしていま総務長官が言われるよう完全実施ができるものであるかどうか。私はやる気があればできるというふうに感ずるのであります。その点ひとつ人事院総裁のほうからお伺いしたいのです。

○佐藤(達)政府委員 財政との関係については、私どもの立場としてはこれは当然のことでありまつけれども、国の財政が極端な破綻に瀕しているというような場合はこれは別であります。そういう限りはできるだけといいますか極力いまのあとにお話しいただいたような形で最優先的にこれを扱っていただくのが当然のことであろうという気持ちで臨んでおるわけでございます。

第二段の現行制度の関係は、これは他の機会にも申し上げたと思いますけれども、私どもは、現行の勧告のやり方をもつとしてても完全実施は可能であるということはもうたびたび申し上げてきております。その一番手近な例として公労委の仲裁裁判はいかがでございましょう、公労委の仲裁裁判は御承知のとおり年度半ばの五月に入つてから例年なされております。しかも、その裁判による経費は、ちょうどわれ一般職の公務員について、それが以外の者も含めてであります。われわれの勧告が五月にさかのぼつて実施されるに必要な額と同じような程度の多額の経費を伴う仲裁裁判が下された。それが原則として、ほとんどもう補正などおやりになつた例はないであります。みな当初予算のやりくりだけで四月にさかのぼつて完全に実施されておる。仲裁裁判の予備裁判なん

う意味で、あれができるのならばわれわれのはうもどうしてああいうふうにいかぬものでございましょうかというのがかなての念願であり、財政当局にもがねがね申し上げてきたところでありますけれども、それはそれとしていま総務長官のおとばにもありましたように、とにかく年度半ばは迷惑だというおとばはこれはこれとして、われわれも謙虚に承つていいのぢやないか。そういうことからいきますと、予算編成時に何らかの行動をとり意図表示をしてもらうという方向へ話が進んでまいります。これとてもわれわれは前からそういう案を伺つておりますけれども、これはまたいろいろ欠点がございます。したがつて、人事院としてはそれはとても踏み切れないということでおどります。政府側の要望に沿つた形をとつて、そしめたけれども、いよいよ最近になりましてわれわれもやはりできるだけの反省はして、そしてできることなら政府側の要望に沿つた形をとつて、それによつて完全実施が保証されるというならば、これは公務員諸君のためにもそれでいいのぢやないかというところまで踏み切つて、ある意味の予備勧告といふようなことをやることもやぶさかでないといふところまで心境が進んできて、それが御承知の前回の閣僚協議会の議論の最後の段階まで出てきた問題点ということになつてゐるわけであります。

○床次國務大臣　ただいまのいわゆる予備勧告と
でも申しまするが、事前に勧告いたしまして必要
額を予算に計上するという方法、これはいろいろ
の案がいま出ておるのでございまして、人事院給
裁からもいろいろ御意見を承っておりまするが、
まだ最終的に結論に到達しておらないのであります
して、これが円満など申しますか実行ができる話
し合いになりましたならば、私は非常な進歩が期待
とともに並行して審議を進めてまいりたい、今日
ちよつと中斷している形でありまするが、さら
に議論を詰めてまいりまして、そうして結論を得
るようにいたしたいと考えておる次第であります
す。

○鈴切委員　公務員のスト権あるいは交渉権を認
めていい、完全実施も尊重するという、そういう
う名の隠れみののもとにおいていつも実行されて
いない、人事院というのは御承知のとおり政令二
百一号によつて公務員、労働者から団体交渉権と
争議権を奪うその代償として中立的な第三者機関
として設立された以上、公平かつ公正に公務員の
給与を決定するために、また勧告が当然全面的
に実行されなければならない、これはぼくはあた
りまえだと思うのですが、その点についてあなた
はどのような御見解をお持ちになつておるか。

○床次國務大臣　人事院の働きにつきましては、
御意見のように私どもも十分これは尊重すべきも
のと思うのでありまするが、何ぶんにも人事院の勧

に穴埋めを告が予算を人件費を値するかといふのであります。おきまして主張になる出せばあるといかなつた算編成のと、いつて、そ時点でござ
○鈴切委員　うものは決うのです。
○全実施をさ
○鈴切委員　うべきです。
○権　交渉権
○床次國務
ません。た
この点は検
現在におき
ので、むし
することが
はまだまだ
在はちよう
がでてな
問をいただ
○鈴切委員
りましたよ
ですね。總
年四月一日
はやはりそ

差ができる、それがなければならぬと切つて予算を計ります。そこへ現るという段階であります。そこで現るということがいま間違った方法がどれなりに効果があるかと、その案を研究していきます。

どうも勧告をしないのであります。それが勧告制度とこの勧告制度と、したがつて両親に何とかうまくいきたいと思うのであります。認めると、認めるつもりの方の話が途中でいつ状態である、一方先ほど人うに、公労協職務長官すでに御

出されてもさつたるやはり公務員の問題なんです。し
事院の総裁からう摩擦というものが、上してい
る問題なんです。しかし、実と勧告との間
の差をどうやって解決するか、それが問題なん
であります。人事問題が必ず予算算定で
あれば、なにかが、なにかが、なにかが、な
くいく方法はないか、これが問題なんです。
いふのが現在の問題なんです。どうですか。
うなことは考えています。議会等におきま
と考えておりま
う状態でございま
、予算との関係
点の問題点であ
されております。
第であります。
事院の総裁から
まできて最終的
かすにもうしば
承知のとおりで
払っているとい

ではな
うべき
すため
たがつ
に現実
のが生
意味に
も御相
どんと
の状況
うはい
して予
いかと
一つの
ぱり完
員とい
いと思
いうな
て大い
、スト
ており
しても
ますが、
ません
調整を
調整を
る。私
る、現
な詰め
らく時
話があ
おり本
。それ
うこと
ありま

○床次　うに、ざいましては完全実現目標が達成される。しかし、もう少し点を相手に引きまとめるといきたい。親も、要す。それに、うに、ざいましては完全実現目標が達成される。しかし、もう少し点を相手に引きまとめるといきたい。

は、完
ながつた
さすべ
それに
行なつ
た公会をと
公共企
として、
に悩み
施をす
うと思
公会をと
が手當に
が、機
全実施
かしな
まにおき
人事
シスム
談中で
ては完
う点に
うと思
か。そ
対して
らどう
企業体
仕組みづ
関しま
いるか
ないか
この点

政府は会員の公務員と、公務員との間にこの相違が、お伺いいたいまお話をうな經理的な別別的な理由をうござります。この理由は、たゞいまお話をうな經理的な別別的な理由をうござります。この理由は、たゞいまお話をうな經理的な別別的な理由をうござります。

うからお答えいたしたほうが適當であるうと思ひます。

○海城政府委員 先生もう御存じと思うのでござりますが、一般職の公務員は、給与については人事院の勧告に基づきまして政府が法案を国会へ提出して処理いたしております。特別職の職員につきましては人事院の制度もないわけでございまして、政府は人事院勧告に準じまして、一般職の職員と均衡を保持して法律上処理をしておるわけでございます。公共企業体等職員につきましては、それに關する労働法規がありまして、当事者間での交渉その交渉がまとまらなかつた場合に仲裁裁判によって一応給与が決定されるわけでござりますが予算上、資金上不可能な場合には国会にその旨を御報告することになつております。ただ先生御存じのとおり、その給与を処理するために必要な金額につきましては、片方は税金という形の国民負担でございまし、片方はそれぞれの料金なり、要するに受益者の負担によつて処理がなされてゐるわけでございます。したがいまして公社等につきましては、その年度の経済見通しに基く事業計画なりに基づきまして妥当な予算を編成してあるわけでございまして、その範囲内において仲裁裁判が必ず実行できるという保証があるかどうかという問題は、その仲裁裁判のいかんと業務運営の見通しによるわけでございまして、仲裁裁判が完全実施できているから今後とも必ず完全実施ができるかどうかという問題になりますと、これはたとえば收入がそれだけ出るか、あるいは経費の節減ができるか、あるいは工事費のある程度——たとえば損益から工事費へ繰り入れているという結果による工事費による支障を除いて、現在のところ完全実施ができるということでございまして、将来とも必ず完全実施ができる保証があるということではながろうと存じます。

○鈴切委員 国民は、そんなあなたのようないわゆる理論については聞こうとしないわけです。むしろ、た

とえていうなら、お隣は公労協の職員だ、こつちは国家公務員だ、ところが片一方は完全実施をさせているし、相当喜びを笑顔にあらわしている。いまが隣の公務員のほうは、いまだに何ら誠意でございませんが、人事院の勧告に基づきまして政府が法案を国会へ提出して処理いたしておるわけでございます。特別職の職員につきましては人事院の制度もないわけでございまして、政府は人事院勧告に準じまして、一般職の職員と均衡を保持して法律上処理をしておるわけでございます。公共企業体等職員につきましては、それに關する労働法規がありまして、当事者間での交渉その交渉がまとまらなかつた場合に仲裁裁判によって一応給与が決定されるわけでござりますが予算上、資金上不可能な場合には国会にその旨を御報告することになつております。ただ先生御存じのとおり、その給与を処理するために必要な金額につきましては、片方は税金という形の国民負担でございまし、片方はそれぞれの料金なり、要するに受益者の負担によつて処理がなされてゐるわけでございます。したがいまして公社等につきましては、その年度の経済見通しに基く事業計画なりに基づきまして妥当な予算を編成してあるわけでございまして、その範囲内において仲裁裁判が必ず実行できるという保証があるかどうかという問題は、その仲裁裁判のいかんと業務運営の見通しによるわけでございまして、仲裁裁判が完全実施できているから今後とも必ず完全実施ができるかどうかという問題になりますと、これはたとえば收入がそれだけ出るか、あるいは経費の節減ができるか、あるいは工事費のある程度——たとえば損益から工事費へ繰り入れているという結果による工事費による支障を除いて、現在のところ完全実施ができるということでございまして、将来とも必ず完全実施ができる保証があるということではながろうと存じます。

○鈴切委員 国民は、そんなあなたのようないわゆる理論については聞こうとしないわけです。むしろ、た

か。

○床次国務大臣 ただいまも政府委員から御説明

申し上げましたように、企業体の会計と国の予算

とは若干差があります。また身分等におきまして

も差がありますので、いわゆる広い意味の親心か

ら申しますならば、全く同じように、片方が上が

りまするならば、片方も勧告によりまして完全実

施するというふうにころること、これは全くご

もつともだと思ひます。現在の状態に

おきましてはなかなかその差を詰めることができ

ります。だんだん詰めてはきておりますが、

依然としてその間の差が残っている状態であります。

できるだけ早くこれを詰めるよう努力する

ことこのにつきましては、御意見のとおり私ども

も請めるように努力をしてまいりたいと思う次

第であります。また具体的に詰め得る従来以外

の方法等を考慮している、検討しているといふこ

と先ほど申し上げたとおりであります。

○鈴切委員 あなたもそうおっしゃのですが、

このようないわゆる理論についてお聞きしてお

りますけれども、私はより公務員の方々に、なぜそなつているのか、これ

はやはり国民感情、少なくとも親は一人で子供は

なくしていかなければならぬものであるという

ふうに思ひます。その点についてどう思ひます

か。

○床次国務大臣 ただいまも政府委員から御説明

申し上げましたように、企業体の会計と国の予算

とは若干差があります。また身分等におきまして

も差がありますので、いわゆる広い意味の親心か

ら申しますならば、全く同じように、片方が上が

りまするならば、片方も勧告によりまして完全実

施するというふうにころること、これは全くご

もつともだと思ひます。現在の状態に

おきましてはなかなかその差を詰めることができ

ります。だんだん詰めてはきておりますが、

依然としてその間の差が残っている状態であります。

できるだけ早くこれを詰めるよう努力する

ことこのにつきましては、御意見のとおり私ども

も請めるように努力をしてまいりたいと思う次

第であります。また具体的に詰め得る従来以外

の方法等を考慮している、検討しているといふこ

と先ほど申し上げたとおりであります。

○鈴切委員 あなたもそうおっしゃのですが、

このようないわゆる理論についてお聞きしてお

りますけれども、私はより公務員の方々に、なぜそなつているのか、これ

はやはり国民感情、少なくとも親は一人で子供は

なくしていかなければならぬものであるという

ふうに思ひます。その点についてどう思ひます

か。

○床次国務大臣 公務員給与の完全実施といふこと

と関しまして、政府といたしましても、もつと

もう一度その点について……。

○床次国務大臣 公務員給与の完全実施といふこと

と関しまして、政府といたしましても、もつと

もう一度その点について……。

○床次国務大臣 やる気の内容が幾つも方法論が

あるわけであります。私どもは、従来の勧告とい

うものの方そのものにつきまして、もう少し

またどういうふうに行なつておるのかということ

に対しても、そうして政府が弁明をしておる、そうして政府が完全実施しないのだから

ストはやむを得ないので、どうよな形になります

ことは、私どもは絶対に避けたいと思っておる

わけであります。この点は国民の理解の程度でござりますけれども、私どもできるだけ現状を理

解していただくよう、さらに努力をいたしたい

と思つておる次第であります。もとより公務員

に対しましては、その趣旨において十分に理解を

求めおりまして、今回のおきましても、ス

トを行なうことに対しましては、私から警告を發

しております。十分に公務員の立場、身分を自觉

いたしまして、情重な態度をとるよう反省を促

しておきますが、幸いにして今回はストの中

止が行なわれましたことは、お互にこの点はよ

かたたと思ひます。しかし仰せのとおり、いつも

そういう現実から政府がよくないのだからとい

うふうに思ひます。したがつてお伺いします。

○佐藤(達)政府委員 何が何でもという気持ち

対していちやもんがつくよななかつこうになるわ

けでありますけれども、それについて人事院總裁

は、現行勧告制度であつてもやればできるのだ、

こういうふうにはつきり言つておきます。

○佐藤(達)政府委員 組長官はいまの勧告の制度がどうも思わしくな

い、こう言うのですけれども、人事院總裁、あなたは、もしも完全実施を約束されるといふなら、

あらゆるどんな苦勞をして、その勧告に対しても

は今後その方向に向かって進んでいく御決意あり

たは、や、それについてお伺いします。

○佐藤(達)政府委員 何が何でもという気持ち

確かに持つておりますけれども、筋が通らぬこと

だけは絶対にしたくない。筋の通る範囲内におい

て何とかいたしたい。また政府の御便宜になるよ

うなことなら協力いたしましようという気持ちで

ありますけれども、ただし、勧告のやり方を変え

たために、いままでわいてこなかつたお金がわい

てくるというならば非常にいいのであります。

実はその保証はないのですから、大きな根本問

題がそこにあるのじやないか、私はそう思ひま

す。

○鈴切委員 勘告の時期、実施時期の問題につい

て人事院の基本的態度をどのようにお考えになつ

ておりますか。

○佐藤(達)政府委員 ちょっと御趣旨がはかりか

ねまされたけれども、勧告をいたしました以上は、その責任者いたしましては、これはぜひひ勧告となりに五月にさかのばつていただきたい、これに尽きるのではないかと思います。

○鈴切委員 給与関係閣僚会議におきますところの人事院の立場はどのような態度でお臨みになつておるか、その点についてお伺いいたします。

○佐藤(達)政府委員 従来、同様の会議が二、三回前にも行なわれたことがありますけれども、実はそういう機会においては、われわれは現状維持の立場を貫いてきたわけでありますけれども、先ほども申し上げましたとおり、最近の閣僚協議会においては非常に柔軟な態度に変わっております。これも完全実施を念願するあまりのことであるというふうに御了解願つてよろしいと思います。

○鈴切委員 本年度は総合予算主義を堅持していきたいという政府の考えはどこにあるのですか。

これは大蔵省のほうに……。

○海堀政府委員 本来、予算というものは国民負担との関係で年度間の政府のやるべき施策を彼此勘案いたしまして、全体を国会の審議に仰ぐ、そしてそれを国民負担としてこれだけの負担を国民にお願いいたすといふものが財政の本来あるべき姿で、総合予算主義ということは、そういう予算の本来あるべき姿を口にあらわしたものだらうと思います。

現在の昭和四十三年度予算は、昭和四十三年度の経済見通しに基づきまして編成したものでござりますが、その財政といふものは六千四百億円といふ、一般会計予算に占める割合が約一%にもばら、体質的には脆弱な予算と申してもよからうかと思います。で、経済が当初見通しました以上に伸びまして相当の自然増収が見込まれる事態になつたことは事実でございます。ただそういった経済情勢であればあるだけに、しかも財政の体質が先ほど申し上げたように脆弱であるだけに、自然増収がありました場合には、その増収分は優先的

に国債の減額に充てることが至当だと考えます。その自然増収をさらに財政需要の拡充に充てるということは、経済運営並びに財政運営という点から見て、決して好ましいことではないんではなかろうかというふうに考えております。

○鈴切委員 当初、総合予算主義といわれるものの方程式の中で、人事院勧告があつたらこれをどういうふうにこなしていくか、予備費における給与改善費の扱いについてははどういう考え方をするのかといふ点についてお伺いいたします。

かという点について、前大蔵大臣は、今後は自然増収は年度内においてとうてい見込まれない、ゆえに見込まれないとすれば、予備費の範囲内で行なわれますと、確かに大体そういう意味のことを答弁されております。そういうふうな状態であつて、いまあなたは自然増収が非常に見込まれる点になつたというふうに言われたのですが、本年度は自然増収はどれくらいの見込みですか。

○鈴切委員 私は、実はことしの自然増収を見ておる限りではございませんが、十

月までの租税の実収割合が出ております。これは

前年度の税収の決算に対する十月までの割合に対しまして、約一・三%程度上回った進捗割合を見

出しております。それ以上のこととは、私は担当でございませんので、どの程度のものが見込まれるとい

うことについてはちょっとお答え申し上げること

ができないのでござります。

○鈴切委員 私はパーセントはあまり強いほう

じやないのです。いまあなたがそのようにして二・何%といふことをおっしゃつてあるのですが、

近い線は出てくると思うのです。少なくもそれでなければ次への予算の問題あるいは給与の改善の問題等のことが考へられないわけですから、主計局次長という立場であるならば、当然それくらいのことはおわかりだと私は思うのですが、その点

